

伊予市公の施設における指定管理者選定委員会に係るヒアリング傍聴要領

1 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、20人とします。

2 傍聴の申込方法

- (1) ヒアリングの傍聴を希望する方は、ヒアリングの開催日2日前（閉館日を除く。）の午後5時15分までに、傍聴申込書（別紙）に必要事項（ヒアリングの名称、住所、氏名、電話番号又はメールアドレス等）を記入の上、直接、又は郵送、FAX、Eメールで事務局（伊予市教育委員会事務局社会教育課）へ提出してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切ります。
- (3) 傍聴の可否については、ヒアリングの開催日の前日までに事務局から連絡します。

3 ヒアリング会場での受付及び手続

- (1) ヒアリング会場への入室は、ヒアリング開始時間10分前から許可します。
- (2) ヒアリング会場への入室に当たっては、ヒアリング会場前の受付で氏名及び住所等を記入していただきます。
- (3) プラカード、幟（のぼり）等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等を着用している者は、入室を拒否します。

4 傍聴できない者

- (1) 市民（伊予市自治基本条例第3条に定める）でない者
- (2) 人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、ヒアリングを妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた者

5 傍聴における遵守事項

- (1) ヒアリング会場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と批評又は賛否の表明、威圧的行為等をしないこと。
- (2) ヒアリング会場において、発言しないこと。
- (3) ヒアリング会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) ヒアリング会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。携帯電話（スマートフォン等）については、会場内へは持ち込まないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ヒアリング会場の秩序を乱し、又はヒアリングの運営に支障となる行為をしないこと。

6 ヒアリングの秩序維持

- (1) 傍聴人は、ヒアリングを傍聴するに当たっては、委員長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が前項に掲げる諸事項を守らない場合は、これを注意し、従わないときは、委員長が退場させます。